

私学共済制度の手続き

退職者向けリーフレット

学校等を退職するときに、加入者本人が行う私学共済制度や他の社会保険制度の手続き及び退職後の給付についてご案内します。詳しくは、私学共済ホームページをご覧になるか、4ページの相談窓口にお問い合わせください。

それぞれの手続きが済みましたら、項目ごとに「**確認済**

退職後の健康保険の手続き **確認済**

退職後、再就職しない場合に加入できる健康保険制度は次のとおりです。

退職後の健康保険

種類	私学共済制度の任意継続加入者	国民健康保険制度	健康保険(共済組合)制度の被扶養者
手続き等	退職の日まで引き続き1年と1日以上加入者であった人(過去の任意継続加入期間は含みません)は、原則2年を限度として短期給付を受け、福祉事業(貸付け、積立貯金などを除きます)を利用するることができます。 退職後20日以内に学校等を通して、手続きをしてください。	退職後14日以内に、確認通知書等を持参し、住所地の市区町村の国民健康保険の窓口で手続きをしてください。 市区町村によっては、「資格証明書」(私学共済の資格を喪失した旨の証明)が必要となります(下記①参照)。	家族が加入している健康保険(共済組合)制度に被扶養者の条件などを確認し、手続きをしてください。
保険料等	退職時の標準報酬月額を基に計算(上限額あり)	前年の所得金額等により計算(市区町村により異なります)	負担なし
病院での窓口負担(自己負担)	いずれの健康保険に加入しても原則 3割 負担です。 ●70歳以上の人には所得金額等(標準報酬月額)により負担割合が異なります。 ●加入する制度により付加給付等を受けられることがあります。		

- ◆在職中に私学事業団から交付された「**資格確認書**」「**高齢受給者証**」「**限度額適用認定証**」等は、退職後は使用することができません。**退職時に所属している学校等に必ず返納してください。**
- ◆退職時に医療機関等で診療を受けているときは、医療機関等の窓口で退職すること及び退職後に加入する健康保険制度を必ず申し出てください。
- ◆後期高齢者医療制度の被保険者(75歳以上等)は、退職後の健康保険の手続きは必要ありません。
- ◆国民健康保険制度では、離職の理由が雇い止め等の場合、国民健康保険料が軽減されることがあります。
詳しくは、市区町村の国民健康保険の担当窓口にお問い合わせください。

私学事業団から送付する書類 **【業務部 資格課】** **確認済**

資格喪失が確認されると学校等を通して次の書類がお手元に届きます。

①確認通知書 (資格喪失年月日が記載されています)

→退職者本人が国民健康保険等に加入する際の確認書類になります(退職日の翌日が資格喪失日となります)。
被扶養者にかかる記載はありません。「**資格証明書**」が必要な場合は「**資格証明書交付依頼書**」により交付を受けてください。

②年金等給付加入者記録票(70歳未満の加入者)

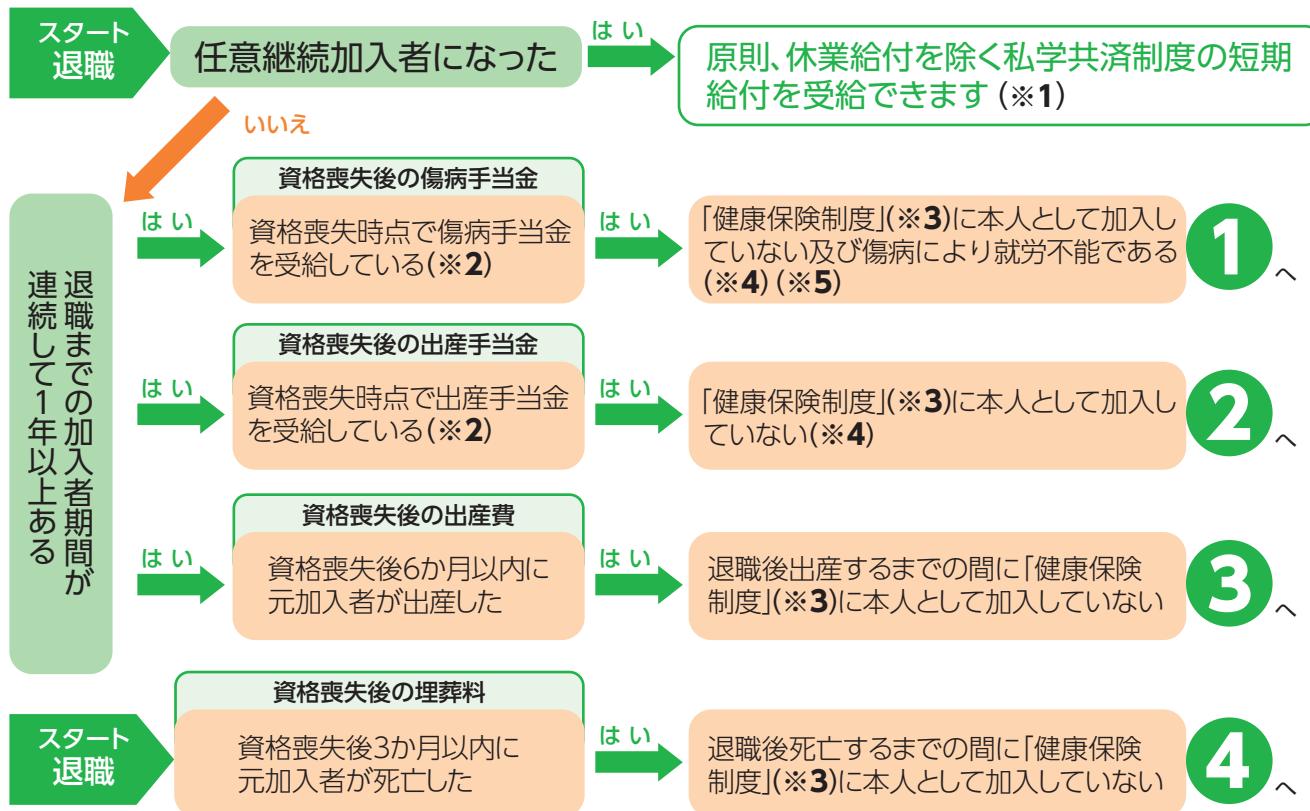
→将来年金を請求する際の加入者等記号・番号と加入期間が記録されているものです。大切に保管してください。
この記録票で私学事業団の直営宿泊施設(4ページ参照)が加入者料金で利用できます。

□マークのある用紙は、私学共済ホームページ【**様式用紙等ダウンロード**】からダウンロードできます。

退職後に受給できる短期給付

【業務部 短期給付課】 確認済

次のフローチャートにしたがい、①～④に該当した場合は、資格喪失後の短期給付を受給することができます。
請求書は私学共済ホームページ[様式用紙等ダウンロード]からダウンロードできます。



※1 任意継続加入者になっても、傷病手当金・出産手当金は、資格喪失後の給付の要件を満たす場合に限り受給することができます。なお、休業手当金の退職後の給付はありません。

※2 休業期間中の学校等からの報酬が、傷病手当金や出産手当金の給付額を上回ったために受給していない場合を含みます。

※3 「健康保険制度」とは共済組合を含み、国民健康保険を除きます。

※4 受給期間中に本人として「健康保険制度」に加入した場合(私学共済制度の任意継続加入者となった場合を除きます)は、支給打ち切りとなります。

※5 雇用保険の基本手当を受給するための申し込みを行ったときは、支給打ち切りとなります。

1 傷病手当金を請求できます

◆傷病手当金付加金は受給できません。

◆退職又は老齢を給付事由とする年金を受けることができるときは傷病手当金の支給額が調整されます。
年金額によっては傷病手当金の支給額が発生しない場合があります。

2 出産手当金を請求できます

◆学校等を通して手続きをしてください。

3 出産費を請求できます

◆出産費付加金は受給できません。

◆「健康保険制度」の被扶養者になったときは、「健康保険制度」の家族出産費(又は家族出産育児一時金)と私学共済制度の資格喪失後の出産費のどちらかを選択することになります。
◆**退職後、国民健康保険に加入したときは、私学共済制度の資格喪失後の出産費を受けてください。**
◆直接支払制度を利用して出産費を受けるときは「資格喪失後出産費の受給資格証明書発行依頼書□」を事前に提出してください。

4 埋葬料を請求できます

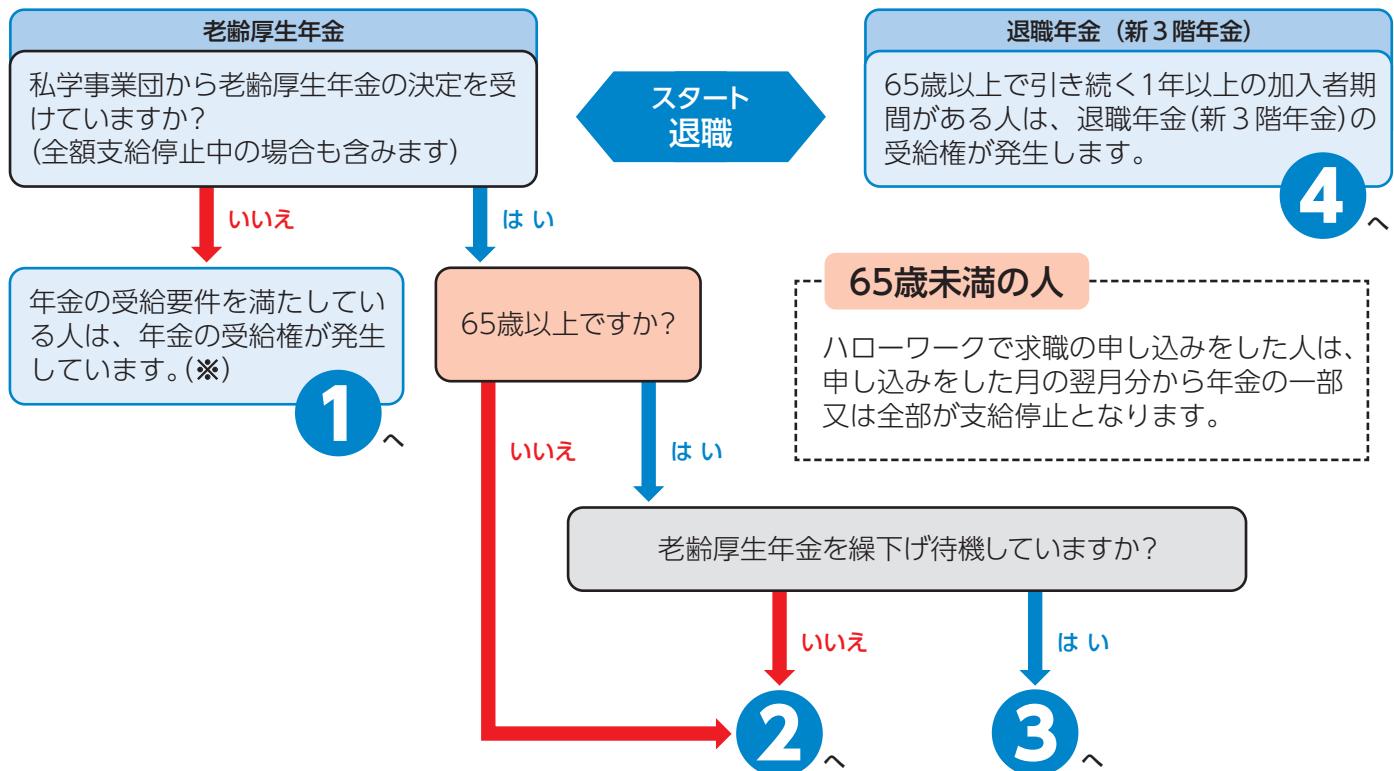
◆埋葬料付加金は受給できません。

注 短期給付の請求の時効は給付請求事由が生じた日の翌日から起算して2年です。

退職後の年金等給付の手続き

【年金部】 確認済

退職後の年金等について、次のフローチャートにしたがって該当する手続きを行ってください。
老齢厚生年金、退職年金（新3階年金）のそれぞれについて手続きが必要となる場合があります。



※ 【老齢厚生年金の受給要件】次の受給要件をすべて満たすこと

- ・生年月日に応じて右表の年齢に達していること
- ・公的年金制度の保険料納付済期間、国民年金の保険料免除期間及び合算対象期間の合計が10年以上あること
- ・65歳未満の場合、厚生年金被保険者期間の合計が1年以上あること（65歳以上の場合は、この要件は不要です）

1

支給開始年齢（右表参照）に到達している人

私学事業団へ連絡してください。年金の受給要件を満たしている人には請求書等を送付します。

支給開始年齢（右表参照）に到達していない人

支給開始年齢到達後に請求手続きをしてください。請求時期になりましたら、請求案内を担当する厚生年金保険実施機関から連絡します。ただし、外国に居住している人には請求案内ができませんので、請求時期になりましたら私学事業団へ連絡してください。

表 老齢厚生年金の支給開始年齢

生年月日	年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
昭和28年4月2日～30年4月1日	61歳
昭和30年4月2日～32年4月1日	62歳
昭和32年4月2日～34年4月1日	63歳
昭和34年4月2日～36年4月1日	64歳
昭和36年4月2日以後	65歳

2

すでに私学事業団から老齢厚生年金の決定を受けているため、**退職による手続きはありません。**
年金額は、資格喪失日から1か月経過後に自動的に改定し、本人宛てに通知します。

3

老齢厚生年金を繰下げ待機している人は、退職しても自動的に支給開始にはなりません。本人が受給開始を希望する月の前月に繰下げ請求の手続きをしてください。なお、私学事業団以外の老齢厚生年金の受給権がある場合は、すべて同時に繰下げ請求をすることになります。

4

次の受給要件をすべて満たしている人には、「退職年金決定・改定請求書」を自宅宛てに送付します。

【受給要件】◆引き続く1年以上の加入者期間がある ◆65歳以上 ◆退職している（70歳みなし退職を含みます）

【送付時期】◆65歳以上の人→私学事業団が資格喪失確認後 ◆退職後に65歳になる人→65歳到達月の3か月前の月末
ただし、外国に居住している人には請求案内ができませんので、受給要件に該当した人は私学事業団へ連絡してください。

注1 年金請求の時効は5年です。5年を過ぎると給付を受けられなくなる場合があります。

注2 退職後、自営業又は無職となる場合、60歳未満の人（被扶養配偶者を含みます）は国民年金への届け出が必要です。

詳しくは、市区町村の国民年金の担当窓口にお問い合わせください。

退職時の福祉事業の手続き

【福祉部】 確認済

次の福祉事業に加入している人は、脱退・解約などの手続きが必要です。

	積立貯金	積立共済年金	共済定期保険	貸付け
手続き等	<p>【解約の手続き】 退職する月の前月25日(必着)までに、学校等を通して「積立貯金払戻・解約請求書」を提出してください。 注 3月末に退職する人は2月25日(水)までに提出すると3月23日(月)に学校等に送金します。</p>	<p>【脱退の手続き】 退職する月の前月25日(必着)までに、学校等を通して「積立共済年金脱退申出書」と「積立共済年金給付金請求書」を提出してください。 注 退職(脱退)時一時払いを申し込む場合は、前々月の25日までに提出してください。</p>	<p>【脱退の手続き】 3月(9月)末日までに退職する人で、4月(10月)1日脱退希望の人は、3月(9月)末日までに学校等を通して「退職脱退申出書」を提出してください。</p>	貸付金残額を全額償還することになります。 資格喪失が確認されると、学校等宛てに即時償還の通知を送付します。
注意事項	<p>①解約の手続きをしないと貯金は預り金となり利息はつきません。 ②預り金の払い戻しの時効は10年です。</p>	<p>任意継続加入者は引き続き加入できます。 注 受取金額が一時金で100万円を超える場合又は、年金で年額20万円を超える場合は、「個人番号(マイナンバー)申告書類」の提出が必要です。</p>	<p>①任意継続加入者は引き続き加入できます。 ②退職又は任意継続脱退後の責任開始期において1年以上加入している人は引き続き加入できます。</p>	退職前に任意償還するときは、毎月15日(必着)までに「貸付金任意償還・団信制度脱退申出書」を提出してください。

退職時の手続きに関する質問や相談は、
相談窓口にお問い合わせください

【受付時間】

月～金曜日／9:00～17:15

(祝日及び年末年始を除きます)

私学共済ホームページも併せてご覧ください

私学共済

► <https://www.pmac.shigaku.go.jp/>



相談窓口	電話番号
私学事業団 共済事業本部	03(3813)5321 (代表)
札幌ガーデンパレス 共済業務課	011(222)6234 (直通)
仙台ガーデンパレス 共済業務課	022(299)6231 (直通)
名古屋ガーデンパレス 共済業務課	052(957)1388 (直通)
大阪ガーデンパレス 共済業務課	06(6393)9701 (直通)
広島ガーデンパレス 共済業務課	082(262)1134 (直通)
福岡ガーデンパレス 共済業務課	092(752)0651 (直通)

注 「加入者等記号・番号」「年金証書記号番号」「基礎年金番号」が確認できるものをお手元にご用意ください。

退職後の直営宿泊施設の利用

退職後も加入者料金でご利用いただけます。

ご利用の際は、「年金等給付加入者記録票」「私学メンバーズカード」「年金者福祉施設等利用証」(「年金者のしおり」にとじ込み)等のいずれかを提示してください。

私学事業団の直営宿泊施設一覧

札幌ガーデンパレス	011(261)5311	湯河原しき敷島館	0465(63)3755
仙台ガーデンパレス	022(299)6211	箱根たい対岳莊	0460(82)2094
東京ガーデンパレス	03(3813)6211	鎌倉あじさい莊	0467(22)3506
名古屋ガーデンパレス	052(957)1022	葉山そうよう閣	046(875)7300
京都ガーデンパレス	075(411)0111	金沢けんろくそう莊	076(232)1239
大阪ガーデンパレス	06(6396)6211	志賀高原やまゆり莊	0269(34)2102
広島ガーデンパレス	082(262)1122	軽井沢すずかる莊	0267(45)7311
福岡ガーデンパレス	092(713)1112	京都白河院	075(761)0201